



村民憲章

1. 私たちは 歴史と伝統を大切にしましょう
1. 私たちは 美しい自然を守りましょう
1. 私たちは 郷土の文化を高めましょう
1. 私たちは 豊かな人情を育てましょう
1. 私たちは 仕事に誇りを持って働きましょう

June.2011

No.600

6

十津川

村報とつかわ

【特集】

村報600号発刊

むらづくりのキャッチフレーズ「心身再生の郷」

- 村政HOTニュース○村政黒板○議会だより○お知らせ○カメラスケッチ○保健だより
○国民年金○国保だより○村を元気にするために○人の動き



特集

a feature

左：村報十津川第1号を発刊したときの表紙
(昭和29年9月)



広報誌の役割 を考える

『民は知らしむべしよらしむべし』でなければならぬ。この精神が即ちリンカーンの有名な『人民の政治、人民による政治、人民のための政治』であり、民主主義の根底をなすものである。発刊の意図するところは、村の政治を村民によく知ってもらうことにつきてゐる。」

この言葉は、昭和29年9月1日に全8ページの内容で、村報を初めて発刊したときに、後木実村長が発刊によせて述べられた言葉の一部です。

このように、広報誌は村民のみなさんに必要な『基本的行政情報』を提供することが第一の役割であり、第1号の発刊から今日まで、その精神・目的は一貫されてきました。

この6月号で600号となった村報とつかわ。社会、人口、財政など多くの状況が時代とともに変わっていく中、改めてこれからの広報誌を考えるため、「村報とつかわ」について特集しました。

●これからの広報誌について、更谷村長に聞きました

現在、村は平成19年度に策定した第4次総合計画に基づき、「心身再生の郷」を合言葉に「人の再生」「地域の再生」「自然の再生」を基本とした村づくりを進めています。この総合計画を実行するため、「教育・生涯学習の推進」「地域福祉の向上」「地域の資源を活かした産業振興」「生活環境・基盤の充実」「行政の再生、村民主体の村づくり」の5つを政策目標として掲げ、平成23年度の予算を編成しました。これには、行政と地域住民のみなさんがそれぞれの役割を明確にし、分担して進めていかなければなりません。

そのために、村民のみなさんと行政の大きな接点である「広報広聴活動」を見直し、村政の広報の改善を行っていく必要があります。自治体チャンネル、ホームページ、村報などの広報や、私を含め役場職員が直接地域に行き、住民のみなさんと対話できる場をつくることを進めていく必要があります。

村報については、これまで基本的な行政の情報や地域の活動の「お知らせや結果」を中心に掲載してきましたが、役場の取り組みが村民のみなさんに十



④



③



②



①



左：これからの広報について語る
更谷村長(村長室にて)

に伝わっていないと感じています。何のためにこの施策や事業を行うのかを伝えることが重要であり、村の財政状況などでもできる限り伝えていかなければいけません。

また、4つの重要施策である「学校統合、林業振興、地域福祉の向上、観光振興」の取り組みの途中経過など伝えていかなければいけません。

村が何を伝えたいのか明確に示すと、二方向の広報ではなく、村民のみなさんが何を知りたいのかを把握し、求められる情報を伝えていくことが必要です。

今後は、村報などの広報手段をつましく活用し、必要な情報を伝えていくことで、村の方向性を示していきたいと考えています。

● **変わる紙面**

インターネットが普及している今日でも、紙媒体はまだまだ重要な役割を果たしていると考え、村報をより活用し、村政の情報の提供を図っていきます。今月号から新たに設けた紙面をご紹介します。

一、**村政HOTニュース**

二、**村政黒板**

村長の動きや方針をご紹介します。また、村政の重要施策など各課が取り組んでいる施策や事業を、村の「ホット」な動きとしてお伝えします。

村政黒板では、村民のみなさんに直接影響する行事などを中心に、1か月単位で役場の行事予定を掲載します。(今月号は4〜5ページ)

三、**おたより待ってます**

村報を読んだ感想や、今後取り上げてほしい記事、村に対する思いを募集します。

みなさんからお寄せいただいたお便りを紹介する「読者のページ」を8月号から設ける予定をしています。読者のみなさんからおたよりが、開かれた村政の一助になればと考えています。(17ページにポストカードがあります)

● **広報に関するお問い合わせ**

十津川村役場総務課 広報担当
☎ 0746(62)0001

- ①：全紙面が2色刷りに。(平成3年10月、366号)
- ②：B5サイズからA4サイズに拡大。
(平成7年5月号、406号)
- ③：高津の南義征さんがアメリカの新聞に
載り話題に。(平成15年2月、500号)
- ④：全紙面カラー印刷に。(平成15年6月、504号)
- ⑤：表紙がリニューアル。(平成17年3月、525号)
- ⑥：今月号の表紙 (平成23年6月、600号)



『心身再生の郷づくりを目指して』 村政主要事業説明会を開催



5月23日から約2週間にわたり、村内9か所で村政主要事業説明会が行われました。

この説明会は、今の村を取り巻く状況や課題、これから取り組んでいく主要事業を、直接村民のみなさんに伝えることを目的に行われました。

ここでは、村の方向性や主要事業の説明内容をご紹介します。

●十津川村の現状

(1)進む少子高齢化

5月1日現在で65歳以上の人は、1,643人。5人に2人が高齢者です。10年後には、団塊の世



村政主要事業説明会(十津川村住民ホール)

代が65歳以上となり、高齢化率はさらに高くなります。高齢者を支える仕組みづくりと壮年や若者を増やす施策が必要です。(図1参照)

(2)村を取り巻く状況

少子高齢化や集落の維持、村の厳しい財政状況など多くの課題があります。

今年度から、3年前にスタートした七区懇話会に、役場職員を各区域に2名配置します。区長さんや住民のみなさんと一緒に「自助(自分自身が行うこと)・共助(地域が協力して行うこと)・公助(公共が行うこと)」

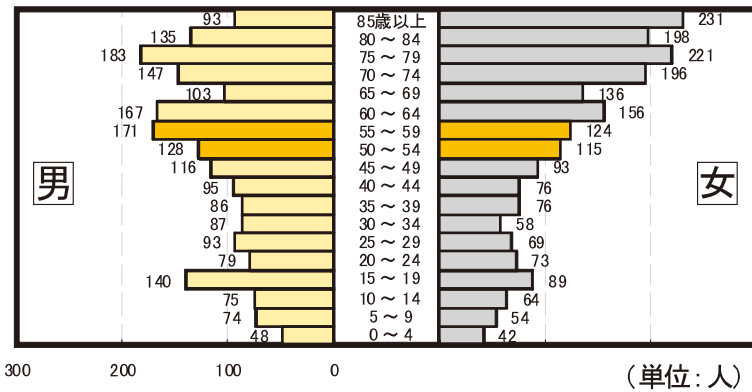
の考えの下、出来るものから行う組織づくりを進めます。まずは、地域の自主防災の組織化や活動強化に取り組みます。

●福祉の充実について

特別養護老人ホーム高森の郷は、現在多くの人が入所を待っています。高森の郷は介護保険事業で建てましたので、増床やもうひとつ建てると、介護保険料にかなりの額が上乗せされます。

このことから、高齢者が生きがい

図1 十津川村の年齢別人口 平成23年5月1日現在



●林業振興について

村は、林業を基幹とし、丸太搬出・販売により、産業を振興してきました。しかし、現在、戦後に植林された杉・松が50年余を経て伐期(伐つて出す時期)を迎えても、急峻な山からの搬出に係る労力が多く、従来からの方法では木が中々出ないため、林業振興を阻んでいます。そこで、新しい林業を振興するための計画として様々な施策を推進していきます。

まず、搬出に伴う労力の軽減、低コストでの搬出を行うため、「低コスト作業道の開設」や「山の団地化・集約化」、「架線を併用した搬出」を行います。

これまでの「丸太販売」から、「木材を乾燥・加工し付加価値を付けて



2011.6.15-2011.7.14
行事予定

6月	行事
15 ^水	●十津川村議会第2回定例会 13日～15日
18 ^土	●「十津川加工品フェア」トツワンマーケット」 11:00～15:00 道の駅
19 ^日	●源泉かけ流し温泉 感謝祭 19日～30日
20 ^月	●新十津川町開町 記念式典
21 ^火	●農業委員会委員選挙 立候補予定者説明会
28 ^火	●シルバー運動会 9:15～ 体育文化センター
7月	行事
5 ^火	●農業委員会委員選挙告示日
10 ^日	●農業委員会委員選挙投開票日
	●特定健診(平谷地区生活 改善センター)
11 ^月	●農業委員会委員選挙 当選証書付与式
	●特定健診(平谷地区生活 改善センター)
12 ^火	●特定健診(平谷地区生活 改善センター)
13 ^水	●特定健診(東中公民館)

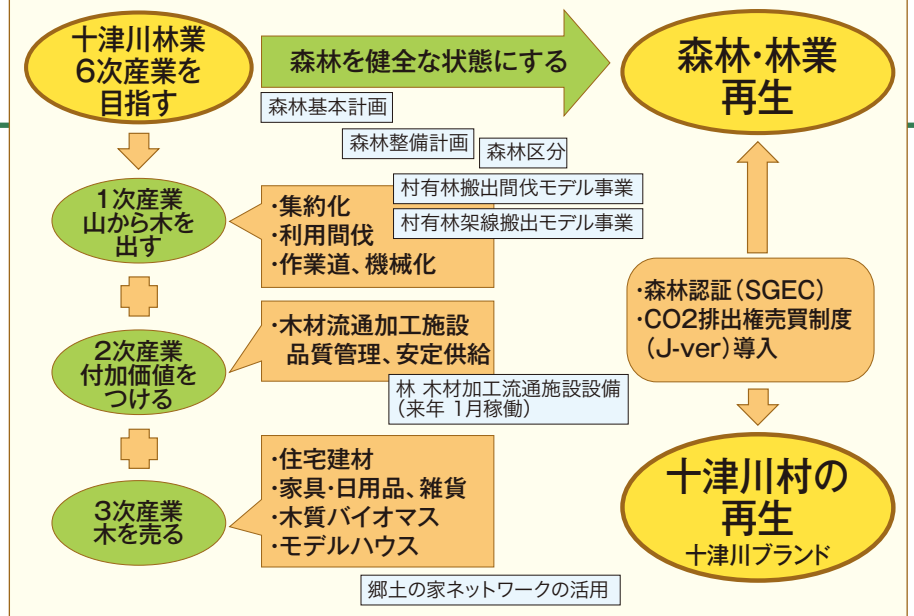


図2 森林資源の活用イメージ図

工務店とのネットワークによる販売を進め、第1次産業(林業)から2次産業(木材乾燥・加工・製材)、更に第3次産業(販売)を「郷土の家ネットワーク」などを通じて展開していきます。これらを推進するため、十津川村森林組合を中心に関係団体の協力をいただき、大字林に「木材加工流通施設」を来年1月、稼働を予定しています。

また、起爆材として、檀原の貯木場跡地にあるイオンモール・アルルにドイツ由来のエコハウス「パッシブハウス」を建設、住宅販売を促すと共にエコハウスに必要な木製サッシや家具などの製品も研究・開発し、第三次産業から見た新しい山づくりを提案していきます。

更に、健全な山づくりを進める第一歩として、森林認証を受け、二酸化炭素の排出権等により、森林経営を進め、持続可能な森林経営を目指

します。(これらの施策については、今後の広報活動により詳しい説明を行います。)

●観光振興について

村の宝(人や自然、歴史、伝統、文化などの村にある資源)を村民全員が守り育てている姿が、これからの観光振興です。

きれいな森を育てる林業家、健康食材を作る農家の人、歴史や伝統を語る高齢者、来訪する人を迎える道路整備の建設業者など、それぞれが観光に関わることが大切です。

また、具体的な取り組みとして、対象者を絞った観光プランを商品化したいと考えます。

●命の道づくりについて

道路以外の交通手段を持たない本村では、道路整備は、教育、医療、産業すべてに直結します。

県では「選択と集中」として、168号線を最重要路線と位置づけて改良しています。現在、国道168号(五條新宮間)の整備の進捗状況は、約130^キのうち10・3^キが完了しています。

村で管理する道路については、年間8億円から10億円のお金を使い、整備など行っています。

今後も引き続き選択と集中による道路整備を行っていきます。

●教育・生涯学習の充実

社会を支えていく子どもたちを育てるために、学校統合は必要です。

平成24年度から、いよいよ4つの中学校が統合し、十津川中学校がスタートします。南部3小学校については、このままプレハブでの学校生活が続けるわけにはいきません。今年度末までに「いつまでに、どこに」という方向性を示します。



平成23年「第1回臨時会」が5月9日(月)に開かれました。今回の臨時会では、議長及び副議長の選出、各常任委員会委員などの選任、平成22年度補正予算及び条例の一部改正の専決処分の承認などが行われました。議長及び副議長、各委員会の委員、提出された議案は次のとおりです。

議長に中南太一氏 副議長に玉置公三氏

専決処分の承認

地方自治法の規定により、次の議案について専決処分を報告し、承認されました。

- 平成22年度十津川村一般会計補正予算(第5号)
東日本大震災の災害見舞金として1,000千円の補正を行いました。
- 平成22年度十津川村老人保健事業特別会計補正予算(第3号)
歳出予算の内訳(繰出金の追加)の補正を行いました。

- 平成22年度十津川村介護保険事業特別会計補正予算(第5号)
歳出予算の内訳(償還金の追加)の補正を行いました。

- 十津川村国民健康保険条例の一部を改正する条例

地方税法の一部改正により、村条例の一部を改正しました。(出産育児一時金の額を35万円から39万円に改正)

- 十津川村国民健康保険条例の一部を改正する条例
地方税法の一部改正により、村条例の一部を改正しました。(基礎課税額を50万円から51万円に、また後期高齢者支援金等課税額を13万円から14万円に、介護納付金課税額を10万円から12万円に改正)
- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
団体保険料など、職員の給料から控除できるものを条例で定めました。

その他

- 監査委員の選任について
中嶋大樹議員が監査委員に選任されました。

●バスの購入について

村営バスの購入について議会の承認を受けました。

※車名及び車種 日野自動車(株) リエッセ ブラックス(29人乗り)

※台数 2台

※購入予定価格 2,352万円

※契約の相手方

奈良日野自動車株式会社

中南議長・玉置副議長

就任あいさつ

私たちは、この度の臨時議会の役員選挙におきまして、議長並びに副議長に就任し、その重責を負うことになりました。

その責任の重さを痛感いたしておりますが、村民のみなさまの負託に応え、自主自立を目指した村政の進展と村民のみなさまの生活向上を図るため、微力ではございますが、誠心誠意努力する覚悟でございます。

これからも、議員一同、村民のみなさまのご期待にそえるよう、一生懸命頑張っておりますので、どうか格段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。

松實前議長・小山手前副議長

退任あいさつ

私たちは、この度、議長並びに副議長の職を退任いたしました。

就任以来、村民のみなさまをはじめ関係各位のご支援、ご協力を賜りましたこと、心から厚くお礼申し上げます。

村政の発展、村民のみなさまのご期待に応えるため、昨年、議会基本条例を制定いたしました。

これからも議会に対し、変わらぬご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。退任のごあいさつといたします。

当選された各議員をご紹介します。(敬称略)



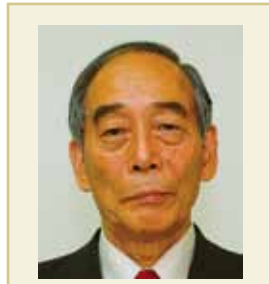
柳瀬 章
山手谷(当選2回)



栗栖正久
平谷(当選3回)



中南太一
内野(当選4回)



松實豊隆
那知合(当選4回)



千葉浩一
出谷(当選5回)



小西規夫
武蔵(初当選)



温井利一
小原(初当選)



南 義和
高津(当選2回)



玉置公三
折立(当選2回)



中嶋大樹
上野地(当選2回)

産業建設常任委員会

建設、産業、交通及び村有林に関することについて審議します。

委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	副委員長	委員長
小西	温井	南	中嶋	栗栖	松實	千葉	玉置	柳瀬
規夫	利一	義和	大樹	正久	豊隆	浩一	公三	章

総務文教常任委員会

行政一般、教育、社会福祉、厚生及び他の委員会に属さない事項について審議します。

委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	副委員長	委員長
温井	南	玉置	柳瀬	栗栖	松實	千葉	小西	中嶋
利一	義和	公三	章	正久	豊隆	浩一	規夫	大樹

議会運営委員会

年4回の定例会や臨時会の運営について審議します。

委員	委員	委員	副委員長	委員長
玉置	中嶋	松實	千葉	栗栖
公三	大樹	豊隆	浩一	正久

各委員会(敬称略)

学校統合推進特別委員会

学校統合を推進するための対策及びその他諸事項について、調査、審議します。

委員	委員	委員	委員	委員	委員	委員	副委員長	委員長
小西	温井	玉置	中嶋	柳瀬	栗栖	千葉	松實	南
規夫	利一	公三	大樹	章	正久	浩一	豊隆	義和

国道改良促進対策特別委員会

国道の改良整備を促進するための対策及びその他諸事項について、審査、審議します。

委員	委員	委員	委員	副委員長	委員長
南	玉置	柳瀬	栗栖	松實	千葉
義和	公三	章	正久	豊隆	浩一





お知らせ

★日曜診療当直医★

	6月			7月		
	12	19	26	3	10	16
小原診療所		●	●	●		●
中川医院	●				●	

※診療時間は午前9時30分から午後4時30分です。
 ※変更となる場合がありますので、前日の無線放送を聞いてください。

Information インフォメーション

役場 ☎62-0001(代表)
 役場IP電話 ☎050-5004-6720
 ☎050-5004-6721
 ☎050-5004-6722

総務課 ☎62-0001
 議事事務局 ☎62-0002
 教育委員会 ☎62-0003
 観光振興課 ☎62-0004
 農林課 ☎62-0005
 住民課 ☎62-0900
 福祉事務所 ☎62-0901
 ☎62-0902
 ☎62-0903
 ☎62-0904
 ☎62-0905
 ☎62-0906
 ☎62-0907
 生活環境課 ☎62-0907

教育委員会 ☎62-0067
 衛生センター ☎63-0391
 し尿処理場 ☎63-0291
 小原診療所 ☎63-0040
 上野地診療所 ☎68-0207
 森林館(古ノ野) ☎62-0567
 道の駅十津川郷 ☎63-0003
 観光協会 ☎63-0200
 泉湯 ☎62-0090
 滝の湯 ☎62-0400
 庵の湯 ☎64-1100
 歴史民俗資料館 ☎62-0137
 体育文化センター ☎63-0067
 温泉プール ☎64-0762
 社会福祉協議会 ☎64-0666
 十津川警察署 ☎63-0110
 五條土木上野地 ☎68-0336
 高森の郷 ☎64-1600
 北部保健センター ☎68-0017
 森林組合 ☎64-0301
 商工会 ☎62-0132

農業委員会からお知らせ

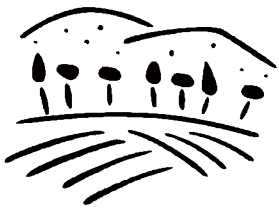
農地の所有権移転や農地を転用(地目の変更)する場合には、農業委員会や知事の許可が必要です。

この許可申請書(第3条、第4条、第5条申請)の受付は、毎月25日(土、日)の場合はその翌日(を締め切り日)とさせていただきます。

なお、書類に不備がある場合は、受付できないことがありますのでご注意ください。

■お問い合わせ

農業委員会事務局(役場農林課内)
 ☎0746(62)0005



全国一斉「子どもの人権110番」

いじめ・体罰・不登校・児童虐待などの子どもの人権に関わる問題全般について、子ども人権委員が次のとおり無料・秘密厳守で相談に応じます。

▼日時

・6月27日(月)～7月1日(金)
 午前8時30分から午後7時まで
 ・7月2日(土)・7月3日(日)
 午前10時から午後5時まで

▼電話番号

全国一斉「子どもの人権110番」
 ☎0120(007)110(IP電話不可)

▼対象

県内在住の児童・生徒及びその保護者

▼相談員

県人権擁護委員連合会子ども人権委員及び県内各協議会の子ども人権委員

▼お問い合わせ

奈良地方方法務局人権擁護課
 ☎0742(23)5457

教科書の展示会を行います

平成24年度から中学校で使用する教科書などの見本を、多くのおみなさんにご覧いただくために次の会場で展示します。

■展示期間

6月17日(金)～7月15日(金)
 午前9時から午後4時まで
 (休みの日は閲覧できません)

■展示場所

十津川第一小学校(十津川村小原)
 県立教育研究所(田原本町秦庄)

■お問い合わせ

十津川村教育委員会
 ☎0746(62)0067



十津川村消防団役員(敬称略)

十津川村消防団役員をご紹介します。

団長 栗栖 規
 副団長 中南 太一
 " " 大前 茂夫
 尾中 康男

分団	分団長	副分団長
第1分団	市原 光留	中島信一郎
第2分団	阪口 泰行	辻 成晃
第3分団	西村 正徳	野崎 茂男
本部分団	上東 清房	松葉 和洋
第5分団	佐古金二郎	林 俊至
第6分団	西 淳良	嶋本 明夫
第7分団	岡本 俊彦	森脇 良三
第8分団	中川 太作	上垣 建二
第9分団	榎本 参	小林 暁弘
第10分団	千葉 利磨	田中 勝吉

合併処理浄化槽の 維持管理について

浄化槽法では、浄化槽の所有者などを「浄化槽管理者」と定め、清掃・保守点検・法定検査等の3点を実施することが定められています。

『清掃』

汚泥の引き抜きなどの清掃はとても重要な作業で、年1回以上の実施が定められています。

『法定検査』

全ての浄化槽は法定検査を受けなければならぬと、浄化槽法に規定されています。

『保守点検』

浄化槽の装置やブローポンプなどを点検し、調整・修理や汚泥の状況などを確認し、清掃時期の判定や消毒剤の補充を行います。

※小型浄化槽は4か月に1回以上行うように定められています。

☆検査には「設置後等の水質検査」と毎年1回行う「定期検査」があります。

そのうち「定期検査」では、平常の保守点検・清掃が適正かどうかを判定するもので、たとえ浄化槽保守点検業者と委託契約をしても、その目的が異なることから、社団法人奈良県環境保全協会が実施する法定検査を受けなければなりません。

■お問い合わせ

生活環境課 ☎0746(62)0907

アルバイト募集

村では、お盆の時期に村内3か所で交通量調査を行なうため、高校生、大学生などのアルバイトを募集しています。

■調査期間

8月12日(金)～16日(火)

午前8時30分～午後5時

■調査場所

長殿・役場前・七色の3か所

■募集人員

9人(先着順)

■仕事内容

交通量の調査

■時給

700円

■募集締切

7月29日(金)

■申し込み・お問い合わせ

観光振興課

☎0746(62)0004

十津川高校生が作るコンサート KOKORO-NE 「心音～十津川音楽郷」

■日時 9月18日(日) 18時～

■場所 昴の郷多目的広場

■定員 1,000名程度

■参加アーティスト

相川七瀬さん、池田綾子さん、CENALさん

■チケット 2,000円～3,000円

■チケット販売日(予定) 7月1日(金)～

■お問い合わせ

奈良県南部振興課 ☎0742(27)1515



児童虐待が疑われたら… 迷わずに連絡して下さい!

- ・法律により通告者の秘密は必ず守られます。
- ・疑いや心配があるだけでもかまいません。

【連絡先】

十津川村福祉事務所 ☎0746(62)0902

奈良県中央子ども家庭相談センター

☎0742(26)3788

奈良県高田子ども家庭相談センター

☎0745(22)6079

電源開発株式会社からのお知らせ

電源開発株式会社では、ダムでの放流をサイレンでお知らせしています。サイレンが鳴った後には、放流が行われ、川が増水しますので、危険になります。川に入っている方は、すぐに川から上がっていただきますようお願いいたします。

熊野川水系の各ダムの放流状況及び十津川第二発電所の運転予定については、24時間フリーダイヤルにてお知らせしていますので、ご利用ください。

<24時間フリーダイヤル>

○熊野川水系のダムの情報

☎0120(30)2425

○十津川第二発電所運転予定

☎0120(20)1914

<熊野川水系のダム>

池原ダム・七色ダム・

小森ダム・風屋ダム・

二津野ダム



交通事故から高齢者や子どもを守るため 村に交通安全指導用車両寄贈

4月25日

全国共済農業協同組合連合会 (JA) 奈良県本部から、村に交通安全指導用車両1台が寄贈されました。

この寄贈は、JA共済の「組合員・地域住民の暮らしと生命を守る」という社会的使命から、地域の交通安全啓発を促進し、交通事故防止に貢献することを目的として行われたものです。

この車両で交通安全広報と啓発活動に取り組み、村民のみなさんの安全安心がより一層高められることを期待します。寄贈ありがとうございました。



救急病院を大淀町福神地区に!

南和の医療等に関する協議会

4月28日

下市町の下市観光文化センターで「第4回南和の医療等に関する協議会」が開かれ、奈良県知事や南和地域の各市町村長が出席して、医療体制のあり方（施設の整備方針）や今後のスケジュールなどについて話し合いました。

医療施設の整備については、交通アクセスなどの立地条件や整備に要する期間などを踏まえ、救急病院は大淀町福神地区（近鉄福神駅前）の更地に新築、地域医療センターは現在の国保吉野病院と県立五條病院を改修して整備する方針が決まりました。

医療施設が整備され、救急患者をスムーズに受け入れできる体制が整うことを期待します。

見事な石楠花にほっと一息!!

第14回石楠花まつり

4月29日～5月5日

4月29日から5月5日まで、21世紀の森・紀伊半島森林植物公園で第14回石楠花祭りが行われました。

今回は昨年に比べ短い期間で行われましたが、天候も良く多くの人で賑わいました。

5月4日には木製遊具横で桜の木を使いツリークライミング体験が、また5日には、もちつき大会が行われました。このほか、石楠花が咲き誇る園内で宝探しなど、さまざまな催しが行われ、公園を訪れた人は日頃の忙しさから解放され、楽しそうでした。





落ち着いた空間で手続きができます
住民課窓口カウンター

5月10日

証明書の発行や届出など落ち着いた空間で行えるように、住民課の窓口カウンターの高さを座ったまま手続きや相談ができるように低く改装しました。
また、プライバシーに配慮してカウンターごとに衝立を設けるなどしています。
今まで、村民のみなさんにご不便をお掛けしていましたが、これを機により身近で分かりやすい便利な窓口を目指していきます。

児童が交通安全を祈願
春の交通安全県民運動

5月13日

交通安全期間中、各地区でさまざまなイベントが行われました。
いつも行われている街頭での交通安全啓発活動や十津川高校生、こだまのみなさんが運転手に安全運転を呼びかけました。
また十津川第一小学校では、児童が校庭に集まり校章を人文字で表しました。その校庭に向かって県警のヘリコプターから「交通ルールを守りましょう」との呼びかけや交通安全のメッセージが投下され、交通安全を祈願しました。



来年の石楠花が楽しみ
石楠花の花がら摘み

5月14日・15日

この14日、15日の2日間、21世紀の森・紀伊半島森林植物公園で咲き終わった石楠花の花がらをボランティアで摘みとる「石楠花の花がら摘みボランティア」が行われました。
例年この時期に行われていて、今年で3年目を迎えました。参加者には村外からの常連の人や村内の人が多く集まり、中には2日間参加される人もいました。
参加した人は、「毎年楽しみにしています。来年もまた来ますよ。」と笑顔で答えてくれました。



白熱した試合展開に！

第6回西川区ソフトボール大会

5月15日

5月15日、快晴の西川中学校グラウンドで第6回西川区ソフトボール大会が行われました。

「出谷」・「永井・玉垣内、西中、小山手、迫西川」・「重里」・「中学生」の4チームによる対戦の結果、今回は、重里チームが初優勝しました。

なお、前回大会から行っている女性チーム対小学生チームは、接戦の末、小学生チームがリベンジを果たしました。秋に第7回大会を予定していますので、みなさんお気軽に参加して下さい。



役場の教育長室にて
(左から)田上光里さん、辻みのりさん、今西麻美さん

花の贈り物

5月9日、十津川高等学校の華道部のみなさんが、役場の教育長室に生け花の贈り物を届けられました。

華道部の皆さんは「日ごろお世話になっている地域の方々に見ていただくために」と笑顔で話していました。

このほか、郵便局や警察庁舎、各中学校や道の駅などにも届けられているそうです。

華道部のみなさん、今後も、日本から生まれた芸術「華道」を極めていってくださいね。



小学生チーム

十津川短歌会

たまかずら

六月の夜の闇をひそと匂ひくる嫁の育てしカサブランカの

奈良市 吉元 淑子

生き抜くはた易くあらず二糧の段差にのめるを双手で支ふ

奈良市 青木 澄子

起き上がる夫の気配に飛び起きて手を添へゆくはならいとなりて

下市町 杉田 良子

万緑の四方の山並ながめつつ私ひとりのバスにゆるるる

御所市 加納 豊子

雨蛙しきりに鳴けり西空を覆ふ黒雲うごきの速し

新宮市 細川 恵泉

いつからか庭木に宿るフウ蘭の匂ひ寄りくる夕風吹けば

小原 下野 龍子

香煙は心の綾を織るごとく遺影をつつみゆらゆらとたつ

重里 光野 濱子

かねてより心にかかる水田の消毒終へし夜の安らぎ

武蔵 中村 昭子

いくたびもふり向き登校する孫を見送り夫と家路につきぬ

重里 宮村喜代子

雨乞ひし春は過ぎゆき長梅雨にわくら葉ふえて野菜萎ゆるも

内原 西村 好子

降る雨に何もせざりき一日を心とがめて番茶炒りをり

風屋 前木千鶴子

杳き日に畦草刈りし女等なく田の跡残る杉生は暗し

小森 西田 宮子

唐傘になじみなき児を引き寄せて傘打つ雨の音を聞かしむ

出谷 浦 雅子

生活のすべてにネット張られぬて我はその中でいかに動かむ

滝川 富澤 すま

男おの孫が握りてくれし塩むすび塩味ほど良く形もよろし

滝川 上東 律子

本宮へと続く古道は先人への思ひも遙か果無の峰

小井 垣内 圭三

道頓堀の人込みの中只一度夫と手を組み歩みし想い出

小原 滝 正代



『がん』はまだ『他人事』
と思いませんか？

私たちの約2人に1人が、
がんになり、3人に1人が、
がんで命を落としています。
65歳以上では、2人に1人が、
がんで亡くなっています。

この割合は世界のトップレベルで、
日本は、世界有数の「がん大国」といえます。

子宮頸がん、乳がんは、ウイルス感染や女性ホルモンが関係しているため、
他のがんと違い、30～40歳代に多いがんです。そして、
年間1万人以上の女性が、この2つのがんで命を落としているのです。

がんに対する正しい知識を身につけ、継続的に検診を受けましょう。

子宮頸がん・乳がんの個別検診について

医療機関で受診を希望する人は、次の方法で受診できます。
役場が行った子宮頸がん・乳がんの集団検診を受診できなかった人は、ご利用ください。



まずは、役場福祉事務所の保健衛生係に申し込み

☎ 0746(62)0901

申し込まれた人に、村から問診票が発行されます。

問診票を受け取られた人は、次の2つの医療機関で受診できます。
(平成24年2月末まで)

●奈良県立五條病院
受診日は金曜日

●新宮市立医療センター
検査内容で受診日が異なります。

がん検診推進事業

がんは診断と診療の進歩で、早期発見、早期治療が可能となつていますが、女性特有のがん(子宮頸がん・乳がん)は、検診受診率が低い状況です。

がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向上させ、がんを早期に発見することがきわめて重要です。

このため、村では一定年齢の人を対象に、女性特有のがん検診の「がん検診無料クーポン」を平成22年度から毎年配布しています。

お問い合わせは、
役場 福祉事務所 保健衛生係まで
電話：0746(62)0901



子宮頸がん検診無料クーポン配布対象者(H23.4.2時点)

20歳	(H 2年4月2日 ~ H 3年4月1日)
25歳	(S 60年4月2日 ~ S 61年4月1日)
30歳	(S 55年4月2日 ~ S 56年4月1日)
35歳	(S 50年4月2日 ~ S 51年4月1日)
40歳	(S 45年4月2日 ~ S 46年4月1日)

乳がん検診無料クーポン配布対象者(H23.4.2時点)

40歳	(S 45年4月2日 ~ S 46年4月1日)
45歳	(S 40年4月2日 ~ S 41年4月1日)
50歳	(S 35年4月2日 ~ S 36年4月1日)
55歳	(S 30年4月2日 ~ S 31年4月1日)
60歳	(S 25年4月2日 ~ S 26年4月1日)

「乳がん」って何？

乳がんは、女性ホルモンの刺激を受けてできる乳腺のがんで、40代後半にもっとも発生しています。毎年4万人、日本女性の20人に1人がかかる計算です。

「子宮頸がん」って何？

子宮がんは、胎児を収める子宮体部でできる「子宮体がん」と、子宮の出口部分でできる「子宮頸がん」があります。

子宮頸がんはヒトパピローマウイルスの感染が主な原因とされ、20～30代に急増しています。



(表1) 免除の対象となる所得(収入)のめやす

扶養人数	免除対象となる所得(収入)のめやす()内は収入			
	全額免除	4分の3免除	2分の1免除	4分の1免除
3人扶養 (夫婦、子ども2人)	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
1人扶養 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
扶養なし	57万円 (122万円)	93万円 (158万円)	141万円 (277万円)	189万円 (296万円)

※申請の時期(申請が1月~6月までの間の場合)によって、前々年の所得で審査を行う場合があります。

※一部保険料を納付しなかった場合は、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)となるため、将来の老齢基礎年金の額に反映されず、また、障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、年金を受け取ることができなくなる場合があります。

国民年金の保険料の 支払いが困難なときは

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合、申請をして認められれば保険料の全額、または一部が免除となる「保険料免除制度」や「一部納付(免除)制度」などの制度があります。

免除の期間は、申請した年度の

7月から翌年の6月分までです。

保険料が未納の状態や猶予を受けず、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますので、ぜひ活用しましょう。免除された保険料は10年以内であれば、後から納めることができます。ただし、2年を過ぎると加算額がつきます。

■全額免除制度

申請して認められれば保険料の全額が免除されます。

平成21年4月分からの保険料の全額が免除された期間については、保険料を全額納付した場合の年金額の2分の1(平成21年3月分までは3分の1)が支給されます。

■一部納付(免除)制度

申請して認められれば保険料の一部を納付、残りの保険料は免除されます。

一部免除には3種類あります。それぞれの納付額と年金額の計算は次のとおりです。

なお、一部免除された期間については、免除された額の保険料を納めない場合は未納期間として取り扱われますので、ご注意ください。

●4分の3免除

保険料の4分の3の額が免除され、残りの4分の1の額を納めるものです。将来年金を受けるときには、4分の3免除の期間は全額を納めたときの8分の5(平成21年3月分までは2分の1)で計算されます。

●2分の1免除

保険料の半額が免除され、残りの半額を納めるものです。将来年金を受けるときには、半額免除の期間は全額を納めたときの8分の6(平成21年3月分までは3分の2)で計算されます。

●4分の1免除

保険料の4分の1の額が免除され、残りの4分の3の額を納めるものです。将来年金を受けると

きには、4分の1免除の期間は全額を納めたときの8分の7(平成21年3月分までは6分の5)で計算されます。

※免除の対象となる所得基準

保険料の免除を受けるには、本人のほか、配偶者や世帯主などの前年所得が所得基準の範囲内である必要があります。ただし、所得基準を超えていても災害、失業、事業の廃止などの理由によって保険料が免除される場合があります。

※未納にせずご相談ください

免除申請には、年金手帳、印鑑などが必要ですが、他にも添付していたく書類が必要な場合困難なときでも未納のままにせず、免除制度をはじめ、納付猶予や納付特例などの制度がありますので、住民課の窓口にお問い合わせください。

▼お問い合わせ

「ねんきんダイヤル」

☎0745(05)1165

大和高田年金事務所

☎0745(22)3531

住民課

☎0746(62)0001

直通0746(62)0900

退職後の健康保険はどうなる？

退職した会社の健康保険に引き続き加入する方

被保険者期間が退職した日まで継続して2カ月以上あれば任意継続被保険者になることができます。

任意継続と国民健康保険、どちらがお得？

任意継続の保険料は退職時の標準報酬月額によって決まり、事業主負担も含めて全額被保険者の負担となりますが、国民健康保険税は前年の所得などにより算定されます。この結果、任意継続の方が国民健康保険に比べて保険料が低額になる場合もあります。また、保険料の上限額は任意継続の方が国民健康保険より低く設定されている場合が多いので、保険料の比較を行う場合は、財政課(税務係)へご相談ください。

手続き

退職の日から20日以内に、加入されていた健康保険に、「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」を提出します。

すぐに再就職しない方・所得制限などにより扶養に入ることができない方・自営業を営む方

お住まいの市町村の国民健康保険に加入します。

老齢厚生年金等を受給している方

厚生年金・共済年金などの被用者保険の加入期間が20年以上、もしくは40歳以降で10年以上あり、老齢(退職)年金の受給権のある方は国民健康保険の『退職者医療制度』の対象となります。

手続き

退職の日から14日以内に「健康保険の資格喪失証明書」・印かんなどを持ってお住まいの市町村の国保の窓口へ届け出てください。※『退職者医療制度』の対象になる方は「年金証書」もあわせてお持ちください。

すぐに民間会社などに再就職する方

再就職先の職場の健康保険などに加入します。

手続き

事業主が行うことになっています。

すぐに家族の健康保険などの扶養家族になる方

被保険者(扶養する方)の三等親以内の親族で、主として被保険者によって生計が維持されている場合には、退職した後で健康保険などの被用者保険の被扶養者になれます。

手続き

協会けんぽまたは健康保険組合などに、事業主を通じて「被保険者証」とともに「被扶養者届」を提出します。

詳しくは、被保険者の会社の労務担当者にご相談ください。

今月は、国保税第1期の納期です。
納期限は、**6月30日**です。
忘れず納めましょう!

【お問い合わせ】

- 国保の税に関することは・・・
財政課 ☎0746(62)0903
- 国保の医療に関することは・・・
福祉事務所 ☎0746(62)0901

村を元気にするために 地域雇用創造協議会（第9回）

【発信】

地域雇用創造協議会事務局
住所：十津川村小原225-1
十津川村役場
観光振興課内
電話：0746-62-0004
(内線：235・236・237)

「協議会のPOPができました」とは前々回の村報で報告しましたが、その後、ツイッターとブログも始動し、随時更新中です。さて、今回は3月のセミナーから生まれたものを紹介します。

トツワンマーケット開催決定

特産品開発セミナーで試作した特産品をお披露目する機会を作りたいと考えていましたが、実現に向けて動き出しました！その名も「トツかわ」+「ワンダフル(素晴らしい)」+「マーケット」で、略して「トツワンマーケット」。実施に向けて座談会を開きました。参加者のみなさんもやる気十分の様子で今から楽しみです。

6月18日、11時から道の駅駐車場で開催予定です。工夫を凝らした商品が並びますので、ぜひ見に来てください。



◀(つり橋茶屋)

POP広告作成講座を受講された方が、自分のお店などで成果を出されています。今回はその中でもイチオシのPOPを紹介します。

村内でいろんなPOPが増えています

谷瀬のつり橋茶屋は、野菜や特産品に「〇〇さんの手作り」といった形で生産者がわかるPOPを設置。また

店内レイアウトも変更し、目立つ場所に地元の特産品をまとめました。店員さんからは「POPがあることでお客さ



▲(ホテル昴ロビー)

りました。人との会話が增えた」といった声がありました。

ホテル昴の売店は、以前からPOPを付けていましたが、セミナーと其の後の先生のアドバイスを受けて新たなものが追加されました。人気のおみやげランキングが貼ってあるのはロビーの柱。入り口とフロントと売店のちやうど中間にあるので、たくさんの方の目にとまる絶好のポイントなのです。POPを変えたり新しくつけたことで、お客さんの売店の滞在時間が長くなったり、こんにゃくの売り上げが伸びているそうです。

▼(道の駅のゆうべしコーナー)



道の駅のPOPや値札も変化しました。青いPOPには、ゆうべしの作り方や食べ方が載っています。ゆうべしを初めてみるお客さんにもわかりやすく好評のようです。その他にも、谷瀬のつり橋のそばに黒板POPと観光マップを置きました。協議会のブログにも詳しく載っていますのでチェックしてみてください。

お手数ですが
50円切手を
お貼りください

--	--	--	--	--	--	--	--

(フリガナ)
○ご氏名

○年齢 / 歳 性別 / 男・女

○ペンネーム (記入がない場合は、実名で記載させていただきます。)

○ご住所

--	--	--	--	--	--	--	--

○電話番号
() -



おたより
待ってます

この村報を読んだ感想や、今後取り上げてほしい記事、村に対する思い、あなたの身近な出来事などを書いてください。

十津川村役場
総務課
広報担当 行
(No.600/2011.6)

▲ 点線に沿って切り取ってください。(官製はがきでも可)

農林水産省からのお知らせです。

米トレーサビリティ法^(※)が施行されます

※正式名称「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」



Q. 米トレーサビリティ法ってなに？

A. 米トレーサビリティ法は、お米やその加工品(米粉、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒等)の流通、販売などの際に、問題が発生した場合などに、流通ルートをややくに特定するため、米穀等の取引等の記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や消費者にお知らせすることを義務付けるものです。

Q. いつから？

A. 今年 **7月1日から**、お米やその加工品を販売や提供される場合は、その原材料となる **お米の産地を**、販売先の業者や一般消費者の方へ、**お知らせすることが義務付け**られます。

Q. 対象となる業者は？

A. この法律の義務の対象となる業者は、お米やその加工品を取扱う全ての生産者、製造業者、流通業者、小売業者、外食店などです。また、お米やその加工品の取引等に関する記録の作成やその保存(原則3年間)については、昨年10月1日にすでに義務付けが始まっていますので、ご注意ください。



■お問い合わせ

〒630-8113 奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎
農林水産省 近畿農政局奈良農政事務所
食糧部消費流通課 ☎0742(32)1876

■米トレーサビリティ法についての情報

http://www.maff.go.jp/j/soushoku/keikaku/kome_toresa/index.html





おたより 待ってます

みなさんからお寄せいただいたおたよりを紹介する「読者のページ」を8月号から設ける予定です。(紙面の関係などで掲載には限りがあります)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

▲ 点線に沿って切り取ってください。(官製はがきでも可)

自衛官(男子・女子)各種募集

■一般曹候補生

- 受付期間 8月1日(月)～9月9日(金)
- 試験日 1次試験 9月17日／2次試験 10月6日～13日のうち指定する1日
- 資格 平成24年4月1日現在で18歳以上27歳未満の人
(昭和60年4月2日から平成6年4月1日までの間に生まれた人)
- 特色 曹となる自衛官を養成するコース。陸・海・空の各部隊で経験を積み、入隊後2年9か月経過以降、選考により曹に昇任します。

■自衛官候補生

- 受付期間 8月1日(月)～9月9日(金)
- 試験日 9月10日～25日のうち指定する1日
- 資格 平成24年4月1日現在で18歳以上27歳未満の人
(昭和60年4月2日から平成6年4月1日までの間に生まれた人)
- 特色 採用されると自衛官候補生に任命され、3か月後に2等陸・海・空士に任用されます。陸は1年9か月、海・空は2年9か月の任期制隊員のコース。継続任用も可能で、選抜試験に合格すれば、曹へ進むこともできます。

■航空学生

- 受付期間 8月1日(月)～9月9日(金)
- 試験日 1次試験 9月23日／2次試験 10月15日～20日のうち指定する1日
- 資格 平成24年4月1日現在で高卒(見込含)の18歳以上21歳未満の人
(平成3年4月2日から平成6年4月1日までの間に生まれた人)
- 特色 海上・航空自衛隊のパイロットなどになる幹部自衛官養成コース。高校等卒業後、最も早くパイロットになれます。視力及び握力基準も緩和されました。

**【お問い合わせ】 自衛隊奈良地方協力本部
五條地域事務所 ☎0747(22)3789**

人のうごき

(敬称略)

おめでた

西 かな 女 5月 12日
父:竜一 母:美紀 (上湯川)
愛須未彩希(みさき) 女 5月 21日
父:英充 母:奈美 (平谷)

ご結婚

池田 聡(愛媛県) 田野上あゆみ(山崎)

おくやみ

藤森 隆 68歳 5月 3日(七色)
秋森 義清 84歳 5月 5日(武蔵)
千葉セツ子 98歳 5月18日(猿飼)
中 愛子 80歳 5月21日(小原)
千葉 博 68歳 5月23日(重里)



お誕生日おめでとう!



^{りひと}
丸谷 理人ちゃん(折立)
(6月14日生まれ・満1歳)

元気に大きく育ってね!

父…眞史 母…真希

剣道大会の結果

(敬称略)

■第19回奈良県中学校剣道選手権大会
4月29日(金) 宇陀市総合体育館
【男子団体戦優勝】

○折立中学校

道嶋 宏明 三好 俊成 野田 海斗 中垣 浩弥
西田 淳紀 猪瀬 僚太 表 大河

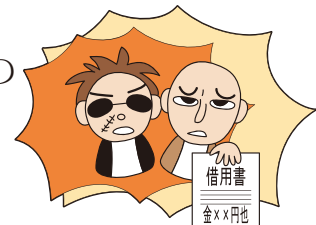


奈良県暴力団排除条例が制定!

「奈良県暴力団排除条例」が制定され、7月1日から施行されます。
この条例は、県民が力を合わせて暴力団を排除し、安全で平穏な生活を確保することが目的です。

- ①学校等の周囲200メートルの区域内で暴力団事務所の新たな開設や運営を禁止しています。
- ②事業者が暴力団に利益を与えることを禁止しています。
- ③暴力団が事業者から利益を受けることを禁止しています。
- ④暴力団事務所に利用されることを知って不動産契約をすることを禁止しています。

なお、①の違反者には懲役刑等の罰則が適用されます。



お問い合わせ 県警察本部組織犯罪対策第二課 ☎0742(23)0110(代表)



子どもたちの田植え体験

旧上野地小学校の不用備品を購入しませんか。

教育委員会では、統合により廃校となった旧上野地小学校の不用備品を、次の予定で販売いたします。

- 日時 6月19日(日) 午前10時から午後4時まで
- 場所 旧上野地小学校校舎内(上野地)
- 販売予定物品 机、作業用テーブル、調理器具や食器、理科備品または理科教材教具、音楽備品など

※注意点

- 一. 引き渡しは、代金と引き換えです。
- 二. 梱包や包装はしません。
- 三. 購入した備品は、当日の午後4時までに搬出をお願いします。
- 四. 品質に関するクレームや返品には応じられません。

●お問い合わせ

教育委員会事務局 学校統合推進室 ☎(62)00003



あとかき

▶ 今月で村報とつかわが600号となり、表紙や中の紙面も一部変わりました。また、今月号の17ページの「おたより待ってます」では、読者のみなさんの村に対する思いや広報誌へのご意見などをお待ちしております。さて、先月26日に梅雨入りした近畿地方。休日を自宅で過ごしていると、雨音に混じりハーモニカの音で童謡が聞こえてきました。テレビゲームなど無かった時代、子どもたちは梅雨の時期にどんな遊びをして過ごしていたのか。祖母の遊びはハーモニカだったのでしょうか。(笑) (Y・T)

▶ おかげさまで、村報「とつかわ」も今月号で600号を迎えました。これを機に心機一転、表紙のデザインを新しく変更してみました。川の文字の下には、十津川らしさを表現するため川の流れのイラストを、また山をイメージするため紙面上部に緑のラインをいれてみました。今月号の表紙には、子どもたちが田植えをする体験を通して、お米ができるまでの苦労や田植えの季節感がみなさんに伝わればと思い選びました。今月の表紙はいかがでしょう。これからも村報「とつかわ」をよろしく願いいたします。(R・M)

●人口 4,082人(-9人)

男性 2,012人(-8人) / 女性 2,070人(-1人)

●世帯数 2,016世帯(-5世帯)

(平成23年6月1日現在)



the most beautiful
villages
in japan

住宅用火災警報器を設置しましょう。